|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
|  |  | 著作権譲渡契約書 |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | ○○○○（以下「甲」という。）と一般社団法人日本形成外科学会（以下「乙」という。）は，甲が作成した手術ビデオ等の動画を，乙が受け付け，乙が日本形成外科学会ホームページへの掲載や米国形成外科学会（ＡＳＰＳ）ホームページへの投稿を行うにあたり，以下のとおり，著作権譲渡契約を締結する。  （目的）  第１条　甲は，甲が作成した手術ビデオ等の動画を，乙が受け付け，乙が日本形成外科学会ホームページへの掲載や米国形成外科学会（ＡＳＰＳ）ホームページへの投稿を行うに当たり，乙に対し，別紙記載の甲の著作物（以下「本著作物」という。）の全ての著作権（著作権法２７条及び２８条に規定する権利を含む。以下「本著作権」という。）を譲渡し，乙はこれを譲り受ける。  （対価）  第２条　本著作権の譲渡は，前条の目的のために行われるものであるから，対価は伴わないものとする。  （著作者人格権）  第３条　乙は，甲が有する本著作物についての著作者人格権（公表権，氏名表示権，同一性保持権）を尊重し，侵害しないように配慮する。  　　２　甲が著作者人格権を行使するときには，乙の承諾を得なければならない。  　　３　乙が甲に対し，第三者に対する著作者人格権の行使を要請した場合，甲はそれが正当な権利行使である場合に限り，これに応じるものとする。  　　４　乙は本著作物を，必要に応じ，甲と協議のうえで，合理的な範囲で改変，修正することができるものとし，かかる改変，修正がなされる限り，甲は乙に対し同一性保持権を行使しない。    （保証）  第４条　甲は，本著作物は第三者の著作権を侵害しないことを保証する。  （規定外事項）  第６条　本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合，甲乙誠意をもって協議し，解決するものとする。  （管轄の合意）  第７条　前条の協議にもかかわらず，本契約に関し，甲乙間に紛争が発生した場合には，東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。  （準拠法）  第８条　本契約は，日本法を準拠法とし，それに従って解釈されるものとする。  　本契約の成立を証するため，本契約書２通を作成し，甲乙記名捺印の上，各１通を保有する。  　　令和○年○月○日  甲  　住　所  　　　　○　　○　　　○　　○　　　㊞  乙  　住　所  　　　　一般社団法人日本形成外科学会  　　　　理事長　○　○　○　○　㊞ | | |  |
|  |  | | |  |